

## 議案第76号

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和5年6月13日提出

前橋市長 山本 龍

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項各号列記以外の部分及び第4号並びに同条第2項本文中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第38条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年前橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条本文中「の定員」を削る。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(前橋市社会福祉審議会条例の一部改正)

第4条 前橋市社会福祉審議会条例（平成20年前橋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第6条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第45条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第49条第2項後段中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第56条第2項及び第57条前段中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第105条第4項及び第114条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第196条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

（前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年前橋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項本文、第24条第4項、第72条第4項及び第105条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。